

農地等の利用の最適化に関する指針

令和2年 7月
勝浦市農業委員会

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第7条の規定に基づき、勝浦市農業委員会の農地等の利用の最適化に関する指針を下記のとおり定める。

記

1. 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の解消目標 306ha (令和2年度目標 6ha)

【目標設定の考え方】

令和8年度を目標とし、すべての遊休農地(597ha)を解消する。

年度あたり6haを確実に解消するとともに、51haの解消を目指す。

(2) 遊休農地解消の具体的な取り組み方法

従前に遊休農地と判断された農地には荒地や非農地も含まれていることから、農地パトロール(農地利用状況調査)の実施に際し遊休農地判断の見直しを行うとともに、比較的耕作条件が良い遊休農地については農地中間管理機構への貸付けについて誘導を図り、その他の遊休農地についても所有者単体ではなく地域全体で農地の環境保全を行う取り組みを促進し、遊休農地の解消・発生防止の機運を醸成する。

2. 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標 129.7ha (令和2年度目標 43.1ha)

【目標設定の考え方】

令和6年度を目標とし、勝浦市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(平成26年9月)の担い手の利用集積目標面積(211ha)を目標とする。

また、「ワンスリー運動」に合わせ農業委員及び農地利用最適化推進委員1人当たり30aの掘り起こしを推進する。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

地域の中核的農業者が中心的な担い手(認定農業者及び基本構想水準達成者)となれるよう、また農地の集団化・連坦化を図り担い手の負担軽減を図れるように、人・農地プラン(地域農業マスタープラン)の実質化を促進するとともに、新たに農業経営を営もうとする青年等を担い手(認定新規就農者)として確保・育成を図り、農地の利用集積が行われやすい環境の構築に努める。

後継者のいない耕作者が権利を保有する農地の状況を把握し、将来の利用集積が計画的に進められるよう、地域と連携し話し合いを行う。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標 3 経営体

【目標設定の考え方】

勝浦市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の新たに農業経営を営もうとする青年等の確保目標と同数の年間3経営体を新規参入の目標とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

新規就農を検討している青年等の情報収集を行うとともに、新規参入の入り口となる就農相談等において関係機関との連携を強化し新規就農者の確保に努める。

企業の参入を推進するとともに、直売所等の設置など販路の拡大を促進し新規参入がしやすい環境の構築を図る。

4. 目標の見直しについて

本指針に掲げる目標及び目標年次については、達成状況、その他社会情勢等を踏まえ毎年見直しを行うものとする。